

## 県の助成制度「長崎県地場企業工場等 立地促進補助金」のご案内

～ 頑張る地場企業の皆様の工場新增設を資金面で応援します! ～

長崎県企業振興・立地推進本部

製造業等を営む地場中小企業が県内で生産拡大のために行う工場等の新增設に対して、一定規模以上の投資額および新規雇用がある場合に、補助金による助成を行います。

### ●制度の内容

#### <基本制度>

- ①対象企業：◇県内での事業実績が5年以上（県内立地後5年経過した誘致企業を含みます）  
◇業種：製造業、試験研究機関、ソフトウェア業  
◇大企業（製造業の場合、資本金3億円超かつ従業員300人超）は対象外
- ②助成要件：投資額3億円以上（土地代を含む）かつ新規雇用10人以上  
※投資額は土地代を除き1億5千万円以上でも可  
※新規雇用者は、正社員に加え、雇用保険の短時間被保険者、契約社員、派遣社員も対象とします。
- ③助成額：投資額の5～20%+新規雇用1人あたり50万円  
※投資額の補助率は新規雇用者数に応じて設定（新規雇用20人までは一律5%）
- ④限度額：11億円

助成を受けるには、投資・雇用等に関する事業計画を提出していただき、事前に県との立地協定を締結していただきます。

#### <特例制度>

- ①特例対象：対象企業が次に該当する場合、特例として要件を緩和します。  
◇指定工業団地・過疎地域へ立地する地場中小企業  
◇新事業展開を図る地場中小企業
- ②助成要件：投資額1億円以上（土地代を除く）かつ新規雇用5人以上
- ③助成額：投資額の5～20%+新規雇用1人あたり30万円
- ④限度額：5億5千万円

## ●活用事例（例示）

産業用機械の製造を主力業務とする地場中小企業A社が、今般新たに大型風力発電設備の部品加工事業に進出するために、既存工場に隣接する土地を購入したうえで、新工場を建設する。

新工場には、最新の門型マシニングセンターなど大型機械設備を今後3年間にわたって順次導入していく。（投資額：土地2億円、工場建物1億円、機械設備2億円）これに伴い、今後3年間で20人（全て正社員）の新規雇用を行う。

### 1. 事業計画を作成して、県と立地協定を締結します。

所定の様式により、A社が3年間にわたり取り組む事業計画を作成し、その事業計画の内容について県との間で互いに合意したうえで立地協定を締結いたします。

3年間の計画期間終了後、本補助金の要件となっている一定の投資および新規雇用が最終的に確認可能となった時点で、補助金の交付申請を行うことができます。

### 2. 投資要件と新規雇用要件の確認時期

3年間の計画期間が終わり、3年目に新規雇用した従業員がその後1年間継続して雇用されていたことが確認できた時点で、県企業振興・立地推進本部に対して補助金の交付申請ができます。

### 3. 助成額の試算

A社の事例における助成額を試算すると、以下のようになります。

◇設備投資に対する助成

3年間の投資額計5億円×5%＝2,500万円

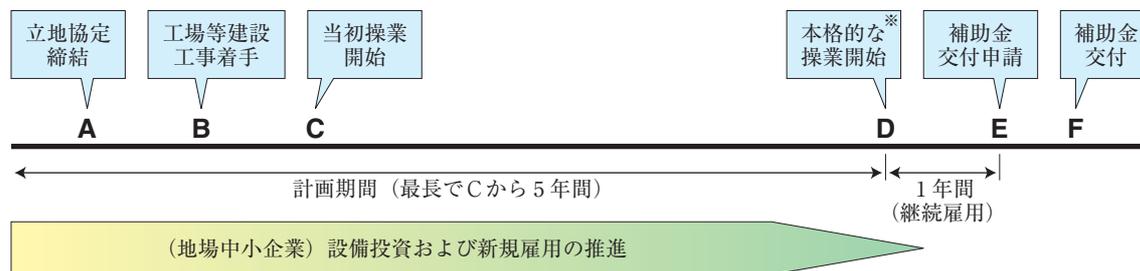
◇新規雇用に対する助成

3年間の新規雇用者数20人×50万円＝1,000万円

◇助成額合計

2,500万円＋1,000万円＝3,500万円

## ●手続きの流れ（例示）



※D：本格的な操業開始とは、立地協定において計画されている新規雇用を概ね確保したことで可能となる工場等の生産能力の上限に近い稼働状況のことです。

**【問い合わせ先】** ★随時ご相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

長崎県企業振興・立地推進本部 企業活性化推進グループ

TEL：095-895-2675 FAX：095-823-0009

Eメール：kassei@joho-nagasaki.or.jp